

原産地証明室所管法令等に基づく申請等における旧姓使用について

令和8年3月
原産地証明室

これまで、旧姓の通称使用の拡大やその周知について、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないように、政府全体として取組が進められてきました。

これらを踏まえ、原産地証明室が所管する法令等の規定に基づく申請、届出、通知等における旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の使用について、以下のとおりお知らせします。

記

1 申請者等が、申請、届出、通知等を行おうとする際に、旧姓使用を希望する場合は、旧姓を使用することができます。

2 旧姓を併記記載する場合は、申請者等の氏名欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧姓を記載するなどの方法により記載するものとします。

（例）原産太郎が経産太郎に改姓した場合：経産（原産）太郎

3 上記1における手続のうち、本人確認のため氏名を証明する書類の提出が求められている場合は、旧姓を記載した公的書類（住民票、マイナンバーカードの写し等）を提出することとします。

なお、当該公的書類として、住民票及びマイナンバーカードの写し等を提出する場合は、代表者の旧姓の確認に必要な項目（個人番号等）は、黒塗りを施すなど複写されない措置を講じた上で、提出して下さい。

以上